

令和4年8月27日

当社お取引のお客様各位

株式会社松葉
代表取締役 松葉将登

遅延損害金の過誤払いに関するお知らせ

冠省

平素は、弊社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

この度、当社の商品購入時に分割払契約をされ、そのお支払いを遅延された場合に発生する遅延損害金について、弊社システムの不具合等が判明し、過剰にお支払い頂いていたケースが見つかりました。現在は、不具合は解消しております。

大変ご迷惑をお掛けしたものと深くお詫び申し上げます。

遅延損害金の過誤払いの対象となるお客様は下記のとおりです。

【対象となりうるお客様】

2022年4月18日までに当社の分割払いを完済され、かつ、その間に分割払金のお支払いを遅延され遅延損害金をお支払いになったことがあるお客様

上記についてお心当たりのあるお客様におかれましては、大変お手数ですが下記フリーダイヤルにお電話いただくか、当社のホームページの問い合わせからご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フリーダイヤル：0120-52-9811

問い合わせ URL： <https://www.matsuba-grp.com/inquiry>

以上